

工場設置届に関する事務処理要領

令和4年4月

兵庫県産業労働部

I 運用方針

1. 「工業立地の適正化に関する条例」（以下条例という）は、無秩序な工業立地に伴う弊害を極力抑制するとともに、積極的に工業の適正配置を図り、調和ある県土の新しい質的发展を推進する目的をもって制定された。この条例では「工場」を「地域環境の一要素」として位置づけることにより、この主旨を具体化し進んで、事前に「地域環境との調和」及び「工場環境の整備」を図るよう運用するものとする。
2. 条例第10条の工場設置届は前項の主旨により提出されるものであり記載事項のなかには、環境の保全と創造に関する条例等他の法令に基づく許認可事項等と関連する部分もあるが、関係法令との調整は、できる限り事前に行い、それぞれ所定の手続きをとるものとする。

II 運用基準

1. (対象業種)

条例第10条に規定する工場とは、日本標準産業分類に基づく製造業のうち生産施設を有するものをいう。従って、下記のものについては対象外とする。

- ① 工場と異なった場所にある、独立した本社・支店・営業所・倉庫・中継所等（これらに付随して、選別・梱包・包装・混合等を行うものを含む）
- ② 農林水産物の出荷のために選別・洗浄・包装等を行う事業場（選果場、ライスセンター等）
- ③ 業として保管を行う事業所で当該保管業務に付随して、選別・梱包・包装・混合等を行う事業所
- ④ 修理を専業とする事業場（自動車整備場、機械器具修理場）
- ⑤ 電気供給業に属する変電所、ガス供給業に属するガス供給所
- ⑥ 鉄スクラップを集荷・選別して卸売する事業所等（古鉄回収業等）
- ⑦ LPガスを充填して小売する事業所等
- ⑧ 機械又は装置を設置する職業訓練所、学校等

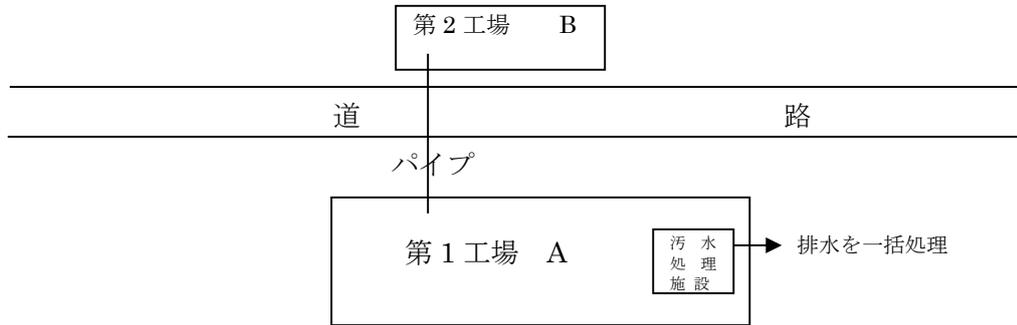
2. (工場の設置)

条例第10条の工場の設置とは、1,000㎡以上の工場敷地を有するもので、工場の新設又は増設若しくは用途の変更をいい、借地に設置する場合も含むものとする。

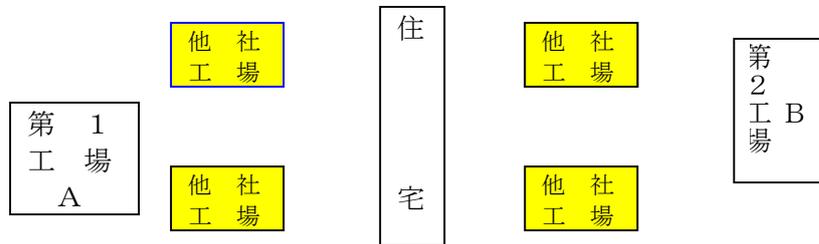
工場の敷地面積とは、工場の用に供する土地の全面積をいう。

(1) 工場敷地面積のとり方については、次の事例を参考とする。

<例1> 第1工場と第2工場の間道路をはさんでいるが、生産機能上密接なつながりのある場合は、同一敷地とし、工場敷地面積はA+Bとする。

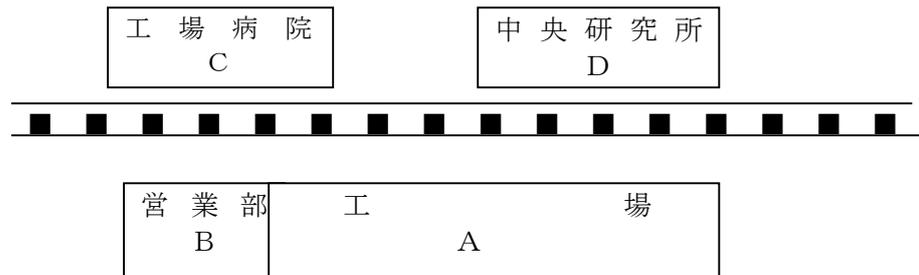


<例2> 第1工場と第2工場の間他社工場がある場合は、同一敷地とならず、第1工場の敷地面積はAとなる。



<例3> 鉄道を隔てて工場と病院・研究所とがあり、同一法人の所有敷地である（それぞれ区画ははっきり区別できるものとする）場合で、研究所も中央研究所のように直接工場と関係がない場合は同一敷地としない。

なお、病院は敷地面積から除かれる。従って工場敷地面積はA+Bとする。



<例4> 道路・鉄道等を隔てて、工場と緑地、運動場、体育館、駐車場とがある場合。例えば、道路をはさんで、従業員用の駐車場がある場合は同一敷地と見なして、工場敷地面積はA+Bとする。



<例5> 飛地に運動場、体育館などがある場合は、同一工場敷地と見なさない(2)

借地等の取扱については、下記のように行う。

工場敷地面積は、所有地・借地等のいかんを問わず、当該工場の用に供する土地の面積をいう。従って、子会社・下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ子会社・下請工場等の敷地となる。

ただし、建設・土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれるものとする。

(3) 社宅・寮・病院の敷地の取扱いについては、工場敷地から除外する。

ただし、社宅・寮・病院の占める土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、社宅・寮・病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外する。

なお、病院には、患者の収容施設を有する診療所を含めるものとする。

(4) 公有水面の取扱いについては次のように行う。

海・河川・堀割・クレーク等公有水面上を（埋立によらないで工場の用に供する施設の一部として）使用する場合は、当該水面は工場敷地面積に含めない。

従って、公有水面に材木を浮かべた貯木場や浮きドック、栈橋等の面積は工場敷地面積に含めない。

(5) 採石場又は石灰石採掘場の取扱いについては次のように行う。

採石場又は石灰石採掘場は、それぞれ砕石場又はセメント工場に附属した裏山であっても、工場敷地面積にはカウントしない。

砕石場、セメント工場にはおのずと工場としての範囲がある筈であり、その範囲を工場敷地として届出ることになる。

3. (届出期日)

(1) 条例第10条の工場用地の取得（借地）とは、土地所有権者等と企業者との用地売買（賃貸等）契約が成立した時点をいい、又工事の開始の日とは埋立、整地、盛土等工場建設にあたって最初に必要となる工事着手のときをいい、造成済の土地を取得したときは工場の側で実施する基礎工事等の工事着手のときをいう。

(2) 工場の建設工事の開始予定日

工場設置届出書（「工業立地の適正化に関する条例施行規則」（以下「規則」という）様式第1号）の「工場建設工事の開始予定日」には、届出日から、90日を経過する日以降の日を記入させるものとする。

また、用地の取得、工事の着手を特に急ぐ者については、届出書と同時に「工事着手等期間短縮願」（様式13号）を提出させるものとし、審査の結果条例11条に規定する勧告の要件に該当しないと認められる場合は、上記90日の期間を原則として、新設届については60日間まで、変更届については30日間までを目処として短縮することができる。

なお、新設届の場合においても、立地箇所の市・町の意見書の総合意見欄において「立地することが問題なく、工事着手等期間短縮願のとおり期間短縮して差し支えありません。」の旨が記入されている場合に限って、例外的に30日間まで短縮できるものとする（ただし、この取扱いはあくまで例外的に行うものであるので、慎重に行われたい）。

ただし、上記の要件を全て満たしている場合にあっても、他の法令等の許認可等に問題がある場合においては、この限りではない。

(3) 日数の計算

日数の数え方は民法による計算に従う。したがって、届出の受理日と工事開始予定日は、日数の計算には含めない。

(4) 審査結果の通知

審査の結果、期間短縮を認めた場合は、様式6号に「期間短縮を〇〇日間に認め、令和 年 月 日以降工事等を開始して差し支えありません。」と記入するものとする。

4. (届出書類)

(1) 規則第4条に規定する工場設置届出書(規則様式第1号)には、工場設置届出書附属説明書(以下「附属説明書」という)を添付して提出させるものとし、その提出部数は正1部副3部とする。

(2) 規則第5条に規定する添付書類の提出部数は各4部とし、同条第1号の工場の設置場所の位置はおおむね10,000分の1の地図に朱色で図示したものを提出させるものとする。

5. (変更の届出)

規則第6条に規定する変更の届出を要する場合は、届出のあった内容のうち次の事項に該当する場合に提出させるものとする。

(1) 工場の設置場所の変更

(2) 工場用地の敷地面積の20%以上の増減

(3) 工場の建築面積の20%以上の増減

(4) その他条例の目的からみて特に重要な変更

ア. 敷地面積1,000㎡未満の工場が、用地取得することで1,000㎡以上となる場合

イ. 新たな取得敷地面積が、既存の敷地面積の20%未満であってもその面積が1,000㎡以上となる場合

ウ. 条例の対象工場が、敷地の減少により、1,000㎡未満となる場合

また、工場設置届の対象となる既存工場(条例の施行の際、既に工場の設置をしている者)の変更の届出も上記に準じて提出させるものとする。

なお、変更に係る届出書は、4に定める様式により、変更計画を黒字で作成し（当初計画どおり実施する部分を含む）、変更に係る部分についてはその上段に赤字又は（ ）書きで当初計画を記載するものとする。

工場用地の敷地面積が1,000㎡以上増加する変更を届け出る場合には、附属説明書を添付させるものとする。

6.（代理人による届出）

代表者以外の届出（例えば、工場長・建設会社等による届出）は、代表者からの一切の権限を委任する旨の委任状を付して行うことができる。

なお、正本による委任状により届出をした以後、委任者と受任者との関係に変更が無い場合は写しで良いものとする。

7.（中小企業協同組合の取扱い）

（1）中小企業協同組合が敷地、工場建屋を所有し、単一の事業体となっているものは、届出は組合が行う。

（2）敷地は組合のものであるが、工場建屋は組合員がそれぞれ設置する場合は、届出は組合員がする。

（3）工場敷地・建屋がそれぞれの組合員のものである場合は、届出は組合員がするほかに組合員が共同で利用できる施設等を組合が所有する場合は組合の敷地とし、組合員の敷地には含めない。

ただし、緑地等の設置についてはできるだけ組合単位で考える方向で指導する。

8.（工場の譲り受け等）

工場の設置をしている者から当該工場を譲り受け、借受け、合併又は分割により取得した者は、承継届出書（様式11号）を提出するものとする。その提出部数は正1部副1部とする。

9.（氏名等の変更）

届出を要する氏名の変更とは、本社名の変更をいい、単なる工場名、代表者名の変更の届出は不要である。氏名等の変更がある場合は、氏名等変更届出書（様式12号）を提出するものとする。その提出部数は正1部副1部とする。

10.（条例違反案件の取扱い）

条例の届出義務違反に関する取扱いについては、次のとおりとする。

（1）違反事実の掌握について違反が明らかになった時点で、違反者から事情を聴取し、事実の掌握に努めるものとする。

(2) 違反の処理について

違反者に対し、始末書を提出させるとともに、口頭による注意を与え、さらに届出すべきであった書類に加え、次の書類を添付させること。

ア. 違反に至った経緯及び理由を記した書類

イ. 社内体制を整備し、今後違反を繰り返さない旨確約した書面。

ウ. 過去の未届出の変更内容がある場合は、変更の年月・内容を記載した書面
また、公害の防止及びその他生活環境の保全を図る意味において、必要に応じ、県民局環境課へ始末書等の提出書類を送付すること。

1 1. (勧告に従わない場合)

県民局・県民センター（以下「県民局等」という。）は、条例11条に基づく勧告を行った場合において、勧告を受けた者がその勧告に従わない場合は、速やかに産業立地室に経過及び勧告の内容を報告する。

1 2. (工場完成届出書)

規則第7条に規定する工場完成届出書の提出部数は正1部副1部とする。

1 3. (端数処理)

敷地面積及び建築面積の小数点以下の端数については、それぞれの合計において切り捨てるものとする。

1 4. (補則)

この要領に規定されていない事項の取扱いについては、工場立地法の例によることを基本とする。

1 5. (各種届出に係る押印について)

規則に規定する様式、及びこの要領に規定する様式等について、押印を省略できる旨ものであることに留意すること。

III 事務処理

1. 市 町

届出者から工場設置届出書（附属説明書及び添付書類を含む。以下同じ）の提出があったときは、次により内容審査のうえ、原則として7日以内に様式1号により県民局等へ正1部副2部提出するものとする。

(1) 市町は、当該届出書の内容について、環境担当課等の関係課と事前調整を行い、その調整結果を付して県民局等へ提出するものとする。

また、工事着手等期間短縮願（様式13号）が提出された場合には、併せてそれに対する意見を付すこと。

(2) 工場設置届出書の書類整備と記載内容に誤り又は記載もれがないか等を確認すること。

また、届出者の担当者の連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）を控えておき、必要に応じて本人確認を行うこと。

(3) 工場設置届出書の項目で当該届出書に該当のない項目については、該当なし等

(斜線でも可)を明確に記載させるよう指導すること。

(4) 必要がある場合には、届出者に事前に県地方機関(県民局環境課・農林振興事務所・土木事務所)と協議させること。

(5) 届出書の受理については、書類が整備された時点で行うこと。

規則様式第1号の日付については、届出日となるので慎重にチェックし受付印を必ず押印すること。なお、条例違反案件については、違反に至った経緯及び理由を記した書類に収受印を押印する。

(6) 届出書に係る工場の設置に関し、県から市町の意見を求められた場合は、市町内部の関係課と調整を行い、工場設置届出に関する協議・意見書(様式5号)により、具体的な意見を付して提出すること。

(7) 規則第7条に規定する工場完成届出書(規則様式第2号)の提出があったときは、県民局等へ正1部を提出すること。

2. 県(地域産業立地課又は県民局等)

市町から工場設置届出書の提出があったときは、内容を審査し、記載漏れその他記載内容に誤りがないことを確認のうえ、次の手続きをとること。

特に、記載事項のなかには、環境の保全と創造に関する条例等他の法令に基づく許認可事項等と関連する部分もあるので、届出者が県地方機関等において、関係法令との調整を行っていることを必ず確認するものとする。

(1) 内容が適正であると認められた届出については、受理番号を付与し、工場設置届出書処理簿(様式2号)に登載するとともに、環境課へ当該届出書副本を様式3号により意見照会又は情報提供すること。意見照会か情報提供かの区別は、環境分野における県と市町の役割分担等を考慮して、各県民局等において判断すること。なお、条例違反案件については、受理番号を付与しないこと。

(2) 商工労政課は、その届出内容について市町から意見を聴取する必要がある場合には、工場の所在する市町に対し、様式4号により意見を聴取すること。

(3) 商工労政課は、環境課から内容審査の意見又は市町の意見があれば当該意見を聞き、直ちに届出者に対しては副1部を添付して様式6号、当該市町に対しては様式7号により通知すること。なお、条例違反案件については、様式7号の2により市町に通知する。市町への通知には、届出者への通知文書の写しを添付する。

(4) 変更にかかる工場設置届出書については、前記(1)～(3)に準じて処理すること。

(5) 商工労政課は、各工場につき受理した工場設置届出書を毎月(受理した日の属する月をいう)とりまとめ、工場設置届出総括表(様式8号)及び様式9号により翌月7日までに産業立地室へ報告すること。工場設置届のない月は、様式9号によりその旨を報告すること。なお、条例違反案件については、受理番号欄にその旨を記載すること。

(6) 地域産業立地課は、各県民局等から毎月報告される届出状況について、必

要に応じ、様式10号により関係課へ情報提供する。

※ (1)～(6)の「商工労政課」及び「環境課」については、課室名が異なる場合はその課室に、担当参事が設置されている場合は参事にそれぞれ読み替えるものとする。

(実施期日)

この要領は、平成 5年 4月19日から実施する。
この要領は、平成 9年 6月 1日から実施する。
この要領は、平成10年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成11年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成12年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成13年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成14年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成15年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成16年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成17年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成18年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成20年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成21年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成22年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成23年 4月 1日から実施する。
この要領は、平成29年 4月 1日から実施する。
この要領は、令和 2年12月28日から実施する。
この要領は、令和 4年 4月 1日から実施する。